



令和5年12月26日  
国土交通省中部地方整備局

## 建設業者に対する監督処分について

中部地方整備局は、株式会社神谷商会に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は、別紙のとおりです。

<配布先>

中部地方整備局記者クラブ

<問合せ先>

建政部 建設産業課

課長 にのみや たかゆき 二宮 崇幸、課長補佐 わたなべ たつはる 渡邊 竜晴

電話番号：052（953）8572

FAX番号：052（953）8606

# 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省中部地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分を行いました。

## 記

### 1. 被処分業者

株式会社神谷商会

所在地：愛知県名古屋市中村区千成通6-16

許可：国土交通大臣許可（特-4）第28638号

代表者：神谷 哲治（カミヤ テツジ）

### 2. 監督処分の内容

#### 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
  - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し速やかに周知徹底すること。
  - 施工現場等における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
  - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し、必要な研修等を継続的に行うこと。
- 前項各号について講じた措置（これ以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

### 3. 処分理由

（株）神谷商会が請け負った愛知県江南市内の建物の解体工事において、労働者に屋根瓦を外す作業を行わせたところ、墜落し負傷する事故が発生した。

この件について、同社及び同社の従業員は令和5年9月6日付で労働安全衛生法違反により犬山簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。